

広島市告示第313号
令和8年6月5日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第1項第3号の寄附金として、令和元年7月12日付け広島市告示第122号において指定を行った次の者に対する寄附金に関して、令和5年9月25日以後に支出された寄附金については当該指定を取り消したので、同条第5項の規定により告示する。

広島市長 松 井 一 實

名称	所在地	取り消しの理由
公益財団法人とんぼ	広島市安佐南区祇園 二丁目14番3号	清算終了の登記がされたため (令和5年9月25日)